

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―四―三二

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第四の二 特別健康管理手帳を交付する業務 (第二十六条の二関係) 一〇八 (略)	別表第四の二 特別健康管理手帳を交付する業務 (第二十六条の二関係) 一〇八 (同上)
九 オルトートルイジン (これをその重量の一	(新設)

パーセントを超えて含有する製剤その他の物を
含む。を製造し、又は取り扱う業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。